



課題・懸案事項ごとの顛末

**1. センター試験(既存試験)との関係**

(英語教育の在り方に関する有識者会議「今後の英語教育の改善・充実方策について報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」(H26年9月26日))  
 ・「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」独自の問題作成を行うべきか、民間の資格・検定試験に全面的にゆだねるべきかについては、4技能を踏まえた作問の質に加えて、日本人の英語力の現状を踏まえたテスト開発の在り方、各試験間の得点換算の在り方、受験料など経済格差の解消、受験機会など地域格差の解消等に関する具体的な検討が必要であり、今後、学校関係団体、試験団体、経済団体、大学入試センター等が参加して設置された「連絡協議会」において速やかに検証が行われるよう求める。  
 ・各大学の個別学力検査を代替することなど、具体的な活用方法を検討する。

(中央教育審議会答申 H26年12月22日)  
 ・「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、4技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用により、「読む」「聞く」だけではなく「書く」「話す」も含めた英語の能力をバランスよく評価すること。

(システム改革会議最終報告 H28年3月31日)  
 ・「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、「書くこと」や「話すこと」を含む4技能を重視して評価することや、民間との連携の在り方を検討すること。

**2. 大学入試センターと英語民間試験の実施団体との関係**

(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
 ①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及びCEFRの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。  
 ②国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。  
 ③大学入試センターは、受験生の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。  
 ④認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、H35年度までは認定試験を実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。  
 ⑤各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。

(検討準備グループ)  
 ・大学入試センターと資格・検定試験実施団体との関係は、大学入試センターが参加要件という枠組みの中で、実施団体が実施していることが適正かどうか審査し、適正であれば、適正団体として協定を締結するというスキームとなった。  
 ・そのため、例えば料金設定の逐一について、大学入試センターは指示・命令できる立場にはなく、また高校、大学から出た意見についても、実施団体がその意見を検討するにとどまることと検討・準備グループにおいて整理された。

(大学入試センター 大学入学英語成績提供システム運営委員会 H30年3月「各実施主体に対し特に今後一層の取組を求めたい事項について」)  
 ①検定料、②試験実施会場、③障害等のある受験生への合理的配慮、④適切な試験回数及び実施会場規模の設定、⑤2020年度における実施スケジュール、⑥高等学校等における教職員の動員について、⑦英語4技能試験情報サイト、⑧変更の申し出

**英語**

赤字は延期決定時において具体的な解決策や方策が確認できなかった論点を示す

(4技能評価ワーキンググループ)  
 受験生が何月に資格・検定試験を受検するかなどのニーズ調査が行われたが、4技能評価ワーキンググループにおいては、受検機会の確実性に関する論点は残された。

(第6回4技能評価ワーキンググループ(R1年9月3日))  
 各実施主体の検定料について、受験料が依然高すぎる、均一にすべきという旨の意見や、また地域格差、経済格差に対する対応が不十分、日程が不確定、障害のある受験生への合理的配慮が事業者ごとにまちまちである旨の意見

### 3. 学習指導要領との整合性

(高大接続特別部会第5回(H25年1月))  
 ・大学側より、外部試験を入試に活用するにあたり、高等学校における教育課程、あるいは学習指導要領と整合性が図られているようなものかどうか明確になっておらず、全体として質を保ったものであるかどうか保証されていないとの声があると報告

(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
 ・英語の4技能評価にあたり、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが「認定」することを通じて、認定試験と学習指導要領の整合性等の関係を確認する

(検討・準備グループ第12回(H30年3月))  
 ・大学入試英語成績提供システムへの参加申し込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認を行い、すべて学習指導要領との整合性が取れていることを確認したと報告。

### 4. 高等学校教育への影響

(高大接続特別部会第10回(H25年12月))  
 ・英語4技能試験と現行のような暗記型の試験が併存した場合に、高校生の負担が増えるため、現行の個別選抜試験の改善が必要

→ 各大学の個別選抜試験の改善を併せて行う必要性(システム改革会議「最終報告」)

(各会議)  
 その後、具体的な対策については確認されず。

### 5. 障害のある受検生への対応

(中央教育審議会答申(H26年12月22日))  
 ・障害者の受検しやすい環境を整備すること

(大学入試英語成績提供システム参加要件(H29年11月1日大学入試センター理事長裁定))  
 ・実施団体について「障害等のある受検生への合理的配慮をしていること」の要件を定めた。

(大学入学共通テスト実施方針(追加分) H30年8月10日)  
 ・各大学は、障害のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと

(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))  
 ・具体的な障害者への配慮内容及び成績表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。

### 6. 特別な事情のある受検生(帰国子女、既卒者等)や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応

●帰国子女  
 (中央教育審議会答申 H26年12月22日)  
 ・海外からの受検も可能とするよう、実施時期や方法について検討するものとする

(システム改革会議 最終報告 H28年3月31日)  
 ・海外からの受検への配慮など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努める。

(大学入学共通テスト実施方針(追加分) H30年8月10日)  
 ・受検年度の4月から12月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用可能とする

●既卒者  
 (検討・準備グループ第9回(H29年3月))  
 再度試験を課す必要があるかどうかについて指摘

(大学入学共通テスト実施方針(追加分) H30年8月10日)  
 ・受検年度の前年度の試験結果を、大学の判断により活用できるよう提供

●病気等のやむを得ない事情で受検できなかった者  
 (検討・準備グループ第12回(H30年3月))  
 ・病気により入院していた等のやむを得ない事情がある受検生への措置をどうするか。

(大学入学共通テスト実施方針(追加分) H30年8月10日)  
 ・受検年度の前年度の参加試験の結果を活用できるよう提供

●受検生の幅広い英語力を評価する際の課題について  
 (英語教育有識者会議第1回、6回、7回(H26年))  
 ・高い英語力を有する生徒とそうでない生徒がいる状況を踏まえて検討が必要

(4技能実施企画部会第4回(H29年2月)、第1回4技能評価WG(H30年12月))  
 ・CEFRのA1レベルの受検生が全体の約7割を占める中で、A1レベルに対応した難易度の低い試験も必要ではないか。

(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))  
 ・参加要件を満たした資格・検定試験全体で、CEFRのA1レベルからC2レベルまでをカバー

●高校2年生時点で一定のレベルがある者  
 (検討・準備グループ第12回(H30年3月))  
 ・高校2年でC1以上である者は高校2年の成績を活用できる例外を認めてはどうか。

(検討・準備グループ第13回(H30年7月))  
 ・例外措置は設けない。

### 7. 受検に係る経済的事情(受検料や複数回受検に伴う負担等)への対応

●経済的に困難な者への対応

(中央教育審議会答申 H26年12月22日)  
・入学希望者の経済的負担を考慮するなど、受検しやすい環境を整備すること。

(システム改革会議最終報告 H28年3月31日)  
・検定料については、受験生の経済的負担を十分考慮して適切な価格に設定する。

(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
・認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、検定料の負担軽減方を講じることを求める。

(大学入学共通テスト実施方針(追加分)H30年8月10日)  
・経済的に困難な事情を証明できる者については、一定の要件(B1以上)を満たした場合は、高校2年生時に受検した結果を活用できることとした。

(第6回4技能評価ワーキンググループ(R1年9月3日))  
受検料は各実施団体に委ねられるものであり、全体的に均一な受検料の低額化は図られなかった

(4技能評価WG第6回(R1年9月))  
・受検のための交通費、宿泊費を負担する都道府県市町村の事業に対して補助を行えるよう予算要求していると説明あり。

●受検回数の制限

(中教審高大接続特別部会第15回(H26年5月))  
複数回受検を実施する場合、受検料の負担者を検討するに当たり、保護者の経済力が子供の教育の格差につながるようにならないようにすべき。

4技能実施企画部会(第1回～第5回で検討)

(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
・英語4技能評価の対象となる試験結果は高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果とする。

### 8. 受検に係る地的事情への対応

●受検にかかる地的事情への対応が不十分にならないか

(中央教育審議会答申 H26年12月22日)  
入学希望者の受検場所を考慮するなど、受検しやすい環境を整備すること。

(大学入試英語成績提供システム参加要件 H29年11月1日入試センター理事長裁定)  
実施団体について、以下の要件を定めた。  
・毎年度4月から12月までの間に実施する複数回の試験は、原則として毎年度全都道府県で実施すること。  
・当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を合わせた地域で合同実施することができる(全国各地の計10か所以上で複数回の試験実施は必要)  
・受検希望者の受検機会の確保に努めること。

(4技能評価WG第6回(R1年9月))  
・受検のための交通費、宿泊費を負担する都道府県市町村の事業に対して補助を行えるよう予算要求していると説明あり。(再掲)

(検討・準備グループ第4回(H28年9月))  
全国的に施設・設備を整備することが必要。

(大学入学共通テスト実施方針(追加分)H30年8月10日)  
・離島・へき地に居住または通学している者については、一定の要件を満たした場合は、高校2年生時に受検した結果を活用できることとした

通知発行(R1年9月)大学・地方公共団体に対し、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を要請

(第5回4技能評価ワーキンググループ(令和元年6月19日)、第6回4技能評価ワーキンググループ(令和元年9月3日))  
すべての受検生が合理的な交通手段で行ける範囲に十分な試験会場を確保できるか疑問視する意見が残った。また、高校を会場とするのは公平性や公正性に懸念があるという意見が残った。

●受検機会の確保・試験会場の確保について

(検討・準備グループ第8回(H29年2月))  
受検生全員が受けられるキャパシティが資格・検定試験団体にはあるのか

ニーズ調査を実施(H30年5月～9月)

### 9. 大学入試英語成績提供システムにおける外部試験選定実施方法

(中教審答申 H26年12月22日)  
・四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用により、「読む」「聞く」だけでなく「書く」「話す」も含めた英語の能力をバランスよく評価する。

(システム改革会議最終報告 H28年3月31日)  
・多技能を評価する方法の一つとして、各大学の判断により、民間の英語の資格・検定試験について、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語の代替として活用したり、個別選抜において活用したりすることも有効である。

(大学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
・高等学校学習指導要領における英語教育の抜本的改革を踏まえ、大学入学者選抜においても4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等に広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。

●試験問題の漏洩について

(第1回4技能評価ワーキンググループ(H30年12月18日))  
・実施主体が対策問題集を出すことについて公平性という観点で問題ないか、試験問題の漏洩についての対策について意見が求められた。

(第3回4技能評価ワーキンググループ(H31年3月1日))  
・問題漏洩について、文部科学省から、各実施団体が様々な措置を講じていることや、試験問題作成者と出版者、公式問題作成者が遮断されているかどうか、を一覧にして説明がなされた。

### 10. CEFR対照表を活用することの適切

(英語教育の在り方に関する有識者会議審議のまとめ(H26年7月16日))  
 生徒等の英語力を客観的に把握するため、国による資格・検定試験団体と連携した生徒の英語力調査を進めるとともに、4技能を測定する資格・検定試験のうち、CEFRとの関連を考慮しつつ、国際的に広く受け入れられている試験・国内で開発され広く受け入れられている試験を、在学中の英語力の評価や入学者選抜において積極的に活用することを促進する。

(大学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
 ①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果(スコア)及びCEFRの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する、  
 ②国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。

(「大学入試英語成績提供システム参加要件」H29年11月1日)  
 「成績については、スコア(バンド表示も含む。)並びにCEFRの段階別成績表示および可否(判定している場合)のデータをセンターに提供すること」、「CEFR(略)との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること」

(第3回CEFR作業部会(H30年3月5日))  
 ・各資格・検定試験について、「大学入試英語成績提供システム参加要件」における第4の5(CEFRとの対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等に関する事項)の要件を満たしていることを確認。

(英語教育の在り方に関する有識者会議報告(H26年9月26日))  
 ・4技能を測る資格・検定試験とセンター試験の得点換算表を作成し、受検生は資格・検定試験とセンター試験のいずれか点数の高い結果を各大学に提出できる仕組みや、各大学の個別学力検査を代替することなど、具体的な活用方法を検討する。

### 11. 大学入試英語成績提供システムの在り方

#### ●成績データ提供の方法

(英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験に関する連絡協議会「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針」(H27年3月17日))  
 「受検生から了承の上で、学校が入学者選抜における確認のために各資格・検定試験関係団体から試験結果を得られる仕組みの検討」をすることが記載された。

(大学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
 ・入試センターが認定し、その結果及びCEFRの段階別成績表示を大学に提供する。

(「大学入試英語成績提供システム参加要件」H29年11月1日)  
 ・(成績)データの管理・提供について、7項目を満たすことが参加要件の一つとされた。

(「大学入試英語成績提供システムの概要」H30年12月28日大学入試センター)  
 ・『大学入試英語成績提供システム』の概要が開示され、同時点での検討・準備状況が通知

#### ●データ保管のコスト

(第6回検討・準備グループ(H28年12月16日))  
 検定料の負担と費用負担については、受検生、大学、大学入試センター、資格検定試験機関とのコスト負担の在り方の検討開始。

(「大学入試英語成績提供システム参加要件」H29年11月1日)  
 ・成績提供システムへの参加に当たっては、別に定める協定書等を遵守すること。

### 12. スピーキング・ライティングの採点者並びに試験監督官等の確保と公平性

(英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験に関する連絡協議会「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針」(H27年3月17日))  
 資格・検定試験関係団体は適正かつ公正で透明性の高い試験を実施するため、試験実施体制、受検手続(本人確認、不正行為の防止策を含む)等について、わかりやすく公開することが求められる。またこれらについて学校等関係者の間で共通理解を図ることに努める。

(「大学入試英語成績提供システム参加要件」H29年11月1日)  
 ・「試験監督および採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、その際、次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。  
 (1)会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。  
 (2)受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関与しないこと。」「採点の質を確保するための方策を公表していること」

(4技能評価ワーキンググループ第6回(R1年9月3日))  
 ・文部科学省より、高校が会場となるケースは本当に会場がない極めてレアな場合に限られる旨の説明がされた。

13. 試験実施等のトラブルへの対応

14. 適時適切な情報開示

●各試験の受検地、回数、受検料及び各大学の活用方法に係る情報の不足

●最終回の試験実施スケジュール等に関する認識の齟齬及び情報の不足

(第2回4技能ワーキンググループ(H31年1月30日))  
実施試験に重大なトラブルがあり試験結果が  
使えない場合について、各実施団体において  
対応策の検討開始。

(第3回4技能評価ワーキンググループ(H31年3月1日))  
各実施団体より、最終回に重大なトラブルが発生した  
場合の再試験等の対応策について説明。

(第6回4技能評価ワーキング  
グループ(R1年9月3日))  
・それぞれの成績提供時期に  
おける最終回の試験トラブル  
への対応の準備が不十分との  
指摘。

(第1回4技能評価ワーキンググループ(H  
30年12月18日))  
・受検生の混乱を避けるために文部科学  
省や大学入試センターが明確なスケ  
ジュール等を示すべきであるとの指摘。

・関連情報を一元的に整理した大学入試英語  
ポータルサイトを開設(R1年8月27日)

(第1回4技能評価ワーキンググループ  
(H30年12月18日))  
・高校側から早期に試験実施スケジュ  
ール等の公表を求める意見。

(第6回4技能評価ワーキンググループ(R1年9月3日))  
・次年度の各実施団体の試験実施スケジュール等の詳細が明確  
になっておらず、学校現場の行事計画及び指導計画が立てられ  
ないことから、一層の情報の早期開示の要望。

(大学共通テスト実施方針 H29年7月13日)  
・受検者の負担、高等学校教育への影響  
等を考慮し高校3年の4月～12月までの  
間の2回までの結果を大学に送付する。

(第5回4技能評価ワーキンググループ(R1年6月19日))  
・文部科学省から、参加要件は大学入試センターのシステム運  
営委員会等に任せていること、参加要件では、前年度、4月から  
12月までの間に複数回の試験を実施し、当該複数回の試験を原  
則として毎年度全都道府県で実施することとされており、必ずしも  
12月に実施しなければならないという要件ではないことが説明さ  
れた。